

# 令和4年分所得税と令和5年度町県民税 所得控除比較一覧表(人的控除以外)

種類(内容)	令和4年分 所得税	令和5年度 町県民税		
雑 損 控 除	災害・盗難・横領により一定の資産に 受けた損害等(詐欺恐喝は該当しない)	【純損失額－総所得金額等の10%】、又は【純損失額のうち 災害関連支出額－5万円】のいずれか多い金額 ※純損失額＝損失金額(住宅家財等の損害額+災害関連支出額) － 保険金、補助金等で補てんされる額 ※災害関連支出額＝災害によりやむをえず支出した額		
医療費 控 除	本人および生計を一にする配偶者 親族の医療費の支払	支払った医療費－保険金等で補てんされる額－(総所得金額等 の5%又は10万円のいずれか少ない額) 最高200万円		
社 会 保 険 料 控 除	・1/1～12/31の間に支払った社会 保険料(健康保険等や雇用保険、年金) ・給与等から差し引かれた社会保険料 ・公的年金から差し引かれた社会保険料	支払った(控除された)額		
小規模企業 共済等 掛金控除	・小規模企業共済法の規定による共済契約掛金 ・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度による掛金	支払った額		
生命 保 険 料 控 除	①一般の生命保険料	新契約 最高 40,000円 旧契約 最高 50,000円	新契約 最高 28,000円 旧契約 最高 35,000円	
	②介護医療保険料	新契約 最高 40,000円	新契約 最高 28,000円	
	③個人年金保険料	新契約 最高 40,000円	新契約 最高 28,000円	
		旧契約 最高 50,000円	旧契約 最高 35,000円	
	④合計 限度額	①+②+③ 最高120,000円	①+②+③ 最高70,000円	
	平成24年度以降に締結した保険契約 等に係る控除 【新契約:所得税】 一般生命保険料、介護医療保険料、 個人年金保険料の3つに区分して計算		平成24年度以降に締結した保険契約 等に係る控除 【新契約:個人住民税】 一般生命保険料、介護医療保険料、 個人年金保険料の3つに区分して計算	
	年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額
	20,000円以下	支払保険料全額	12,000円以下	支払保険料全額
	20,000円超40,000円以下	支払保険料×0.5+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料×0.5+6,000円
	40,000円超80,000円以下	支払保険料×0.25+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料×0.25+14,000円
	80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円
	平成23年度以前に締結した保険契約 等に係る控除 【旧契約:所得税】 一般生命保険料、個人年金保険料の 2つに区分して計算		平成23年度以前に締結した保険契約 等に係る控除 【旧契約:個人住民税】 一般生命保険料、個人年金保険料の 2つに区分して計算	
	年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額
	25,000円以下	支払保険料全額	15,000円以下	支払保険料全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料×0.5+12,500円	15,000円超40,000円以下	支払保険料×0.5+7,500円	
50,000円超100,000円以下	支払保険料×0.25+25,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料×0.25+17,500円	
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円	
地震 保 険 料	・支払ったのが地震保険料だけの場合 【住民税】 支払50,000円以下⇒支払額×0.5 支払50,000円超 ⇒25,000円 ・支払ったのが旧長期保険料だけの場合 支払5,000円以下⇒支払額全額 5,000円超15,000円以下⇒支払額×0.5+2,500円 支払15,000円超 ⇒10,000円	最高50,000円(旧長期損害 保険は最高15,000円) ※地震保険と旧長期との重複 は最高50,000円	最高25,000円(旧長期損害 保険は最高10,000円) ※地震保険と旧長期との重複 は最高25,000円	
	・支払ったのが地震保険料だけの場合 【所得税】 支払50,000円以下⇒支払額 支払50,000円超 ⇒50,000円 ・支払ったのが旧長期保険料だけの場合 支払10,000円以下⇒支払額全額 10,000円超20,000円以下⇒支払額×0.5+5,000円 支払20,000円超 ⇒15,000円			